

令和元年度第1回日進市都市計画審議会 議事要旨

1 開催日時 令和元年8月2日(金曜日)午後3時から午後5時25分まで

2 開催場所 日進市役所南庁舎2階第5会議室

3 出席者

委員

白井えり子、福安淳也、水野たかはる、武田好正、武田美恵、牧秀次、市川豊、森本直樹、堀場政行、森永泰彦

臨時委員

福安勝幸、堀之内秀紀、丹羽みさか

オブザーバー

愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課 齊藤保則主幹(代理)、北原主事(随行)

愛知県都市整備局都市基盤部公園緑地課 栗田雅貴課長補佐(代理)、作石技師(随行)

愛知県尾張建設事務所 林克生企画調整監

事務局

伊藤肇(建設経済部担当部長)、西尾茂(建設経済部次長兼都市計画課長)、

大橋大泉(都市計画課主幹)、川合陸仁(都市計画課長補佐)、

鳥居泰秀(都市計画課公園緑地係長)、水谷寛樹(都市計画課都市政策係長)、

長谷川達也(都市計画課都市政策係主事)

4 欠席者

委員 中山肇

臨時委員 松本幸正

5 傍聴の可否・傍聴者の有無

可・有(1名)

6 審議事項

第1部

①審議会長等の選出

②にしんの都市計画

③名古屋都市計画用途地域及び生産緑地地区の変更(報告)

④名古屋都市計画都市公園の変更(報告)

第2部

①日進市都市マスタープランの改定(報告)

②日進市緑の基本計画の改定(報告)

7 議事

事務局	開会（午後3時開始）
建設経済部 担当部長	（あいさつ）
事務局	本審議会における委員を配布資料ナンバー1の1「日進市都市計画審議会委員名簿」の記載順に紹介する。
委員	（順に各自あいさつ）
事務局	以上、11名の委員構成となる。また、日進市都市マスタープラン及び日進市緑の基本計画について調査審議するため、同条例第4条に基づく臨時委員として4名、また議決権は有しないオブザーバーとして愛知県から3名が出席する。これらの方々は、当該審議会の第2部から会議に参加する。 事務局職員を紹介する。
事務局職員	（順に各自あいさつ）
事務局	傍聴受付を行っている職員を含め事務局は7名となる。 本日の出席委員は10名である。会議の開催は、同条例第6条第2項の規定に基づき、委員総数の過半数に達しているため、会の成立をあらかじめ確認する。 議事に入る。審議会の議長については、資料ナンバー1の3「日進市都市計画審議会に関する運営規程」第6条の規定により、「審議会の会議においては、会長が議長となる」となっているが、会長が決定されるまでの間は、建設経済部担当部長が代理として議長を務める。ご了承いただきたい。
議長代理	事務局より説明があったとおり、議長代理を務める。議事がスムーズに進行するよう、協力をお願いしたい。 傍聴の申込みについて確認する。
事務局	傍聴の申出（1名）あり。傍聴人入室。
議長代理	傍聴人においては、途中退席、私語、撮影、録音などは慎むようお願いしたい。議題に移る。
事務局	議題1「審議会長等の選出」について説明する。 資料ナンバー1の2「日進市都市計画審議会条例」のとおり、会長の選出については、同条例第5条第1項において、「学識経験を有する者につき任命された委員のうちから委員の選挙によりこれを定める」となっている。本審議会では、武田好正委員、武田美恵委員、牧委員、市川委員、森本委員の5名が、この「学識経験を有する者につき任命された委員」に該当し、委員の選挙により会長を選出するものとなる。 資料ナンバー1の3「日進市都市計画審議会に関する運営規程」のとおり、選挙方法については、同運営規程第2条第1項で無記名投票による選出が原則とされているが、同条第3項において、委員中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いる

	<p>ことができるかとされている。そこで、指名推薦を用いるかどうかを諮る。</p>
議長代理	<p>事務局より提案があったが、会長の選出については、指名推薦とすることとしてよろしいか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議長代理	<p>会長を指名推薦で決めたいと思うが、推薦はないか。</p>
委員	<p>県の部長級の職務を務められ、都市行政に明るい武田好正委員を会長として推薦する。</p>
議長代理	<p>推薦があったが、他にはないため、武田好正委員を会長とすることに異議はないか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議長代理	<p>それでは、武田好正委員に会長就任の挨拶をいただき、議長として今後の会議の進行をお願いします。</p>
議長	<p>(あいさつ)</p>
事務局	<p>続いて会長代理の選出に移る。資料ナンバー1の2の条例第5条第3項の規定に「会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。」と定められているため、会長より代理者の指名をお願いしたい。</p>
議長	<p>武田美恵委員を会長の職務を代理する委員に指名する。</p>
事務局	<p>続いて、議事録に関して説明する。資料ナンバー1の3の運営規程第8条第1項の規定に、「審議会の会議については、議事録を作成し、議長及び議長が指名した委員2名が、これに署名するもの」とされているため、議長より署名者2名の指名をお願いします。</p>
議長	<p>本日の議事録署名者は、白井委員と福安委員に依頼する。</p> <p>次の議題に移る。</p>
事務局	<p>それでは、本日の議題2「にしんの都市計画」について説明する。</p> <p>都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために策定される計画で、「土地利用」、「都市施設」及び「市街地開発事業」に関する計画をマスタープランに基づいて総合的・一体的に定めることにより、市民が「安全で、住みやすく、働きやすい都市」を目指して策定するものである。都市計画法は、都市計画を実現するために都市計画の内容及びその手続、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項を定めている。具体的には、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分や用途地域に代表される地域地区などの土地利用に関する制度、道路、公園及び下水道など都市施設の整備、土地区画整理事業を始めとする市街地開発事業の都市計画事業などがある。</p>

都市計画法には、市町村は基本構想(本市でいえば「第5次日進市総合計画」と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(愛知県が定める「名古屋都市計画区域マスタープラン」)に即し、市町村の都市計画に関する基本的な方針(本市でいえば「日進市都市マスタープラン」)を定めると規定されている。また、「市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない」と規定されている。

従って、都市計画を定める場合は、根拠法となる都市計画法の他に、日進市都市マスタープラン、第5次日進市総合計画、名古屋都市計画区域マスタープランなど、これらとの整合を取らなければならない。

都市計画法に定める都市計画のうち、日進市において決定されている15種類の都市計画と、将来発生が懸念されている大規模震災発生時における都市計画について説明する。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、決定権者は愛知県になる。愛知県内は名古屋、尾張、知多、豊田、西三河、東三河の6つの都市計画区域と新城長篠の1つの準都市計画区域に分けて、愛知県により指定されている。

日進市を含む名古屋市近郊は名古屋都市計画区域として指定されており、その当該区域の整備、開発及び保全の方針として「名古屋都市計画区域マスタープラン」を愛知県が都市計画決定している。

現在の区域マスタープランは、今年3月に変更告示がされた。基準年次を平成30年として、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで都市計画の基本的方向を定めており、市街化区域の規模や都市施設の整備目標などについては、およそ10年後の令和12年を目標年次として定めている。

区域区分についても、決定権者は愛知県になる。区域区分とは市街化区域と市街化調整区域の区分のことであり、その境界線を示すため「線引き」の都市計画とも呼ばれている。都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることを目的としている。

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域である。本市全体の約3分の1が市街化区域で、現在約1,124ヘクタールである。都市計画図中、着色のある部分が市街化区域である。

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域で、開発行為、建築行為等、市街化を助長するものは厳しく制限されている。本市全体の約3分の2が市街化調整区域で、現在約2,367ヘクタールである。都市計画図中、白色の部分が市街化調整区域である。

また、平成31年3月29日に日進市北新町の一部、日進北部地区が土地区画整理事業の実施を前提に、市街化区域に編入された。

用途地域について、決定権者は日進市になる。用途地域は市街化区域の土地利用計画の基本となるもので、良好な市街地環境の形成や、都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、容積率、建蔽率、高さなどを規制・誘導する都市計画・建築規制制度である。本市では、13種類の用途地域のうち9種類が指定されている。日進市では第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域をそれぞれ表に示した概ねの面積で決定している。また、用途地域についても、平成31年3月29日の日進北部地区の市街化区域への編入にあわせ、新たに第一種低

層住居専用地域を指定するなど、一部区域の変更を行っている。

特別用途地区についても、決定権者は日進市になる。なお、この後に続く5,6,7,8の都市計画についても決定権者は日進市となる。特別用途地区とは、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため用途地域の指定を補完して定める地区、ということで日進市では米野木研究開発地区の1地区、約32.2ヘクタールを、研究所、研究支援施設その他の研究開発施設の集約的な立地を図り、これらの研究開発施設に係る環境の保護及び業務の利便の増進を図るために定める地区として決定している。

高度地区とは、市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区で、日進市では赤池南地区を中心とした用途地域が第一種中高層住居専用地域のエリア約93ヘクタールにおいて、建築物の高さの最高限度を15メートルに定めている。

準防火地域は市街地における火災の危険を防除するため定める地域で、用途地域が近隣商業地域又は準住居地域のエリア全て、約68ヘクタールを決定している。

なお、日進市内で準防火地域に指定していない地域は、特定行政庁である愛知県により、建築基準法第22条の規定による建築物の屋根を不燃材料でふかなければならない区域として告示されている。

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等で、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものに対して定める地区である。現在171団地、約27.6ヘクタールを決定している。生産緑地については都市計画法と合わせて、生産緑地法においても必要な事項が定められており、これらを基に運用している。

土地区画整理促進区域は大都市地域における住宅及び住宅地の供給を促進するため定める地域で、市内では株山特定地区、赤池南部特定地区、竹の山南部特定地区、米野木駅前特定地区の計4地区で、過去に比較的大規模な区画整理を行った区域になる。

道路について、国道と県道は愛知県、市道は日進市が決定権者である。

都市計画道路は都市の将来像を見据えて円滑な交通と良好な都市環境を形成するために長期的な整備水準を検討して、道路の機能に応じて分類し定めるものである。日進市では県決定の都市計画道路として名古屋瀬戸道路や日進中央線、国道153号バイパス線などの11路線約39.9キロメートルと、日進駅北駅前広場、日進駅南駅前広場、米野木駅前交通広場の3広場を決定している。また、市決定の都市計画道路として小田赤池線、株山中央通線などの16路線約17.5キロメートルと、赤池駅前交通広場の1広場を決定している。都市計画図中、橙色実線で表示された路線が県決定の都市計画道路、緑色実線で表示された路線が市決定の都市計画道路で、太線になっている部分が整備済みの区間となっている。

都市高速鉄道については愛知県が決定している。都市高速鉄道の計画は、都市の将来像や交通体系の整備方針をふまえ、各交通機関の機能分担のあり方や各機関の需要を検討し、配置、規模などを定めるものとされている。このうち地下鉄は、道

路やその他の都市施設と密接な関係を有することや、都市全体や沿線の市街地開発との連携が必要であることから、都市高速鉄道として都市計画に定めることとされている。市内では名古屋市高速度鉄道第3号線、いわゆる鶴舞線の1路線約730メートル、車庫線約280メートル、また施設として赤池駅と赤池車庫が決定されている。

公園について、決定権者は国・県が設置する10ヘクタール以上の公園は愛知県、そのほかの公園は日進市になる。公園に関する都市計画は住民のレクリエーション活動の場の確保、生活環境の整備保全、都市の安全性の向上及び良好な都市計画の形成という4つの観点から整備を図り、もって都市の健全な発展と円滑な都市活動を確保することを目的として定めるものとされている。公園の規模や内容により種別が分かれており、日進市内では5つの種別の公園計62箇所、約45.2ヘクタールを指定している。都市計画図中、緑色に着色されたものが都市計画公園となっている。

緑地について、決定権者は国・県が設置する10ヘクタール以上の緑地は愛知県、そのほかの緑地は日進市になる。都市緑地は、自然環境の保全、安全性の向上、都市景観の増進を図りもって安全かつ快適な都市環境を確保することを目的として定めるものとされており、市内では水晶山緑地の1箇所、約3.6ヘクタールを指定している。

下水道について、日進市は市内の区域のみを排水区域とする公共下水道であるため、日進市が決定権者となっている。日進の公共下水道は排水区域を北部処理区、南部処理区、梅森処理区の3区域に分けており、その区域は約1,092ヘクタールである。

また、その他の施設として北部浄化センター、南部浄化センター、竹ノ山調整池の計3施設を決定している。

土地区画整理事業について、決定権者は施行区域の面積が50ヘクタールを超え国又は県が施行するものは愛知県、その他は日進市になる。都市計画の決定を必要とする土地区画整理事業は、公共団体が施行するもの、組合が国の補助を受けて施行するもの、都市再生機構が施行するものなどである。

日進市では、株山特定地区、赤池南部特定地区、竹の山南部特定地区、米野木駅前特定地区、赤池箕ノ手地区、そして今年3月29日に新たに決定した日進北部地区の計6地区について事業の決定を行っている。都市計画図中、紺色の太線で囲われた区域が都市計画決定した土地区画整理事業の施行区域、紺色の細線で囲われた区域は都市計画決定をせずに土地区画整理事業を施行した地区になる。実線で囲われた区域は土地区画整理事業が終わった地区、破線で囲われた区域は現在施行中の赤池箕ノ手地区と香久山西部地区になる。日進北部地区については、都市計画決定は行っているが、まだ事業が立ち上がっていないため、一点鎖線での表記となっている。

地区計画についての決定権者は日進市になる。地区計画とは、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備、開発及び保全するための都市計画である。市内では日進竹の山南部地区、日生東山園地区、米野木駅前地区、日進笠寺山地区、赤池箕ノ手地区、芦廻間地区の計6地区において決定している。

以上が日進市内で現在決定されている計 15 種類の都市計画決定事項になる。

次に、将来懸念されている大規模震災発生時における都市計画、震災復興都市計画について説明する。震災復興都市計画とは、地震の発生により、都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進めるものである。現在日進市において決定したものはない。

震災復興都市計画における手続きフローを 5 ページ右下に示している。このフローのとおり地震発生後、愛知県と市町村が連携し、地域住民との合意形成を図りながら、それぞれ定められた期限に沿って手続きを進めていくことになる。

この中において、都市計画として決定する事項、つまり都市計画審議会に諮った上で、市が決定する事項が 2 点ある。これについて説明する。

被災市街地復興推進地域について、市は発災後 14 日以内に都市復興基本方針の策定と公表を行った上で、重点復興地区（土地区画整理事業などの基盤整備がされておらずかつ被害が大きい地区）については、市の申出に基づき県による第一次建築制限が行われる。また、発災後 1 ヶ月以内に市は家屋被害状況図を作成し、それをもとに復興地区区分や市街地開発事業の事業区域等としての精査を行った上で都市復興基本計画（骨子案）をまとめ、発災後 2 ヶ月以内に被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行うこととなる。被災市街地復興推進地域に指定されると、第二次建築制限が行われる。その期間は災害の発生した日から最長 2 年間となる。

復興都市計画事業について、市は被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、発災後 6 ヶ月以内に都市復興基本計画（骨子案）をベースとして、復興まちづくりに関する検討状況や復興の見通しスケジュール等を反映させ、地域住民等との概ねの合意形成を経た上での都市復興のマスタープランとして位置づける、都市復興基本計画を策定し公表する。また、市には復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。

復興都市計画事業とは、復興計画推進のための事業計画を地区住民及び関係権利者との協議の上、都市計画決定し、面整備事業や修復型の事業を行うものである。市街地開発事業等の都市計画決定に当たっては、被災時という特殊事情を踏まえ、被災者の生活再建に十分配慮し、復興推進地域における建築行為等の制限期間（被災後最長 2 年）にとらわれず、できる限り速やか（被災後 6 ヶ月を目途）に行うこととされている。この復興都市計画事業が決定された後、実際の復興事業を推進する。

都市計画審議会について説明する。まず、役割だが、市町村都市計画審議会は都市計画法第 77 条の 2 においてその設置が規定されており、都市計画法によりその権限に属させられた事項、つまりは市の都市計画決定について、また市長の諮問に応じて都市計画に関する事項について調査審議をすることとなっている。故に、例えば日進市が決定する都市計画は日進市長から都市計画審議会に付議することになる。都市計画法の規定により、この都市計画審議会の議を経なければ決定できない。また、愛知県が決定する都市計画は、愛知県から日進市に意見照会があり、日進市は決定権者ではないが、都市計画に関する事項にあたるため、日進市長から都市計画審議会に諮問することになる。なお、都市計画法に基づく付議のほか、建築

基準法上の規定により付議や意見照会をすることもある。

日進市都市計画審議会の組織について説明する。都市計画法の規定に基づいて日進市都市計画審議会条例を定めている。第3条において、審議会は15人以内で組織する、また市議会議員及び学識経験を有する者を任命することとしており、関係行政機関もしくは県の職員または市内に住所を有する者は任命できる規定となっている。任期は2年で、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は残任期間となっている。本条例では再任ができる規定となっているが、別途日進市市民参加及び市民自治活動条例施行規則において、「同一の附属機関等における委員の在任期間は、就任時において通算して10年を超えてはならない。」となっている。

また、第4条において、臨時委員について規定しており、現在は日進市都市マスタープラン及び日進市緑の基本計画について調査審議していくため、4名を任命している。

委員任期中に審議を予定している案件について説明する。

用途地域の変更について、岩崎町新ラ田・北高上ほか地区及び梅森町北田面地区の一部で暫定用途地域と呼ばれる、土地区画整理事業によるまちづくりを前提に強い規制をかけていた地域において、用途地域の変更を行おうとするものであるが、この後の議題3で詳細については説明する。

生産緑地地区の変更について、例年秋ごろに審議していただいております。今年度は11月頃の付議を予定している。今年度の案件について、議題3で詳細について説明する。また来年度においても、今年度中に生産緑地法第14条の規定による生産緑地地区内における行為の制限の解除が行われるものなどについて、都市計画変更の審議を秋ごろに付議する予定である。

都市公園の変更について、この後の議題4でも説明するが、赤池箕ノ手土地区画整理事業地内において、近隣公園1ヶ所、街区公園3ヶ所の設置を予定しており、その位置、区域、面積、名称を決定するものになる。来年2月頃の審議を予定している。

用途地域の変更、地区計画の変更について、土地区画整理事業の進捗や暫定用途地域における地元の合意形成状況、市街化調整区域における企業団地の計画、既存団地の住環境保全など、各地域の地域課題の解決のため、必要に応じて都市計画変更を行う。これらは、各地域の関係権利者や関係機関との協議等により合意や手続き等が整い次第、付議することになる。

日進市都市マスタープランの改定及び日進市緑の基本計画の改定についてだが、ともに平成23年3月に公表しており、令和2年を目標年次としている。目標年次が近づいているため、計画改定に向けて現在作業を行っている。第2部において改めて説明する。

都市計画における情報開示の促進について説明する。現在の国土交通省による都市計画運用指針の考え方から抜粋し、資料に示した。都市計画への住民参加の要請がますます強まる中、その決定に住民の理解が得られ、その内容がルールとして受け入れられるために、都市計画における情報開示を促進し、住民が都市の将来像と具体の都市計画を常に確認、理解する機会を得ることを可能とすることが必要とされている。これに従い、現在日進市では都市計画情報の周知として、「にしんわいわいフェスティバル、にしん夢まつり、にしん市民まつりの活用」、「ワークショップ等のイベント開催時における市内公共施設や行政区等における周知」、「市ウェブサイトのリニューアル（都市計画基本図、用途地域等のPDFデータの

	<p>公開)」、「都市計画決定・変更説明会を行う際、事前に都市計画の案を市ウェブサイトにて周知」、「日進市都市計画の変遷の編纂及び随時更新」などを行っている。個人情報の絡みもあるが、今後も都市計画における情報開示を促進する必要がある。</p> <p>以上で、議題2「にっしんの都市計画」についての説明を終わる。</p>
議長	事務局の説明に質問はあるか。
委員一同	(意見なし)
議長	質問はないようなので、次の議題に移る。
事務局	<p>議題3「名古屋都市計画用途地域及び生産緑地地区の変更」について説明する。</p> <p>本市では土地区画整理事業によるまちづくりを前提とした、昭和47年に第一種住居専用地域、平成8年の用途細分化により第一種低層住居専用地域になったが、建蔽率30パーセント、容積率50パーセントという厳しい制限をかけた「暫定用途地域」とよばれる地区が6地区ある。香久山西部地区のように土地区画整理事業の立ち上げに取り組んだ地区もあるが、各地区内や周辺において土地区画整理事業や開発事業により市街地化が進行するという現状があった。</p> <p>暫定用途地域は、日進市は県内でも残存している区域が多い市町に入るが、県内各市町においても暫定用途地域が多く残っている。厳しい土地利用規制が続くことを懸念した県において、令和7年度までの期間限定で、都市計画変更の基準を緩和した「暫定用途地域解消を目指す施策ガイドライン」が平成28年に策定された。</p> <p>これを活用し、日進市では暫定用途地域の解消に向けた地元意見交換会を平成28年度から、今回対象となっている岩崎町新ラ田・北高上ほか地区(以下、岩崎地区とする。)のうち「検討区域A」では3回、梅森町北田面地区(以下、梅森地区とする。)では4回行ってきた。地元との意見交換を受け、第一種低層住居専用地域及び都市基盤施設は現状のまま、建蔽率を60パーセント、容積率を100パーセントに変更する方針で地権者に対し合意収集を開始した。その結果、岩崎地区「検討区域A」では平成30年12月末まで、梅森地区は令和元年5月末までに、それぞれガイドライン上必要な水準としている、地権者の3分の2以上の合意を得たため、年内を目標に都市計画変更を行いたい。</p> <p>この変更による地権者にとってのメリットとしては、「民間開発の分譲時に、分割できる宅地数が増える」、「民間開発が行いやすくなり、未接道の解消が期待できる」、「将来、建替えや増築を行うときに選択の幅が広がる」、「敷地面積に対し、利用可能な建築面積が増えることで資産価値が高まる」、反対に地権者にとってのデメリットとしては、「将来、建替えや増築が行われれば今より建物が密集する」、「資産価値が高まれば、それに伴い固定資産税や都市計画税は上昇すると予測される」これらのことが考えられるが、意見交換会の過程においては、これらのことについても説明した上で、合意収集を行っている。また、市政におけるメリットとしては、「低・未利用地の解消及び人口増が期待されるとともに、税収の増加が期待される」、「隣接する区域と建蔽率・容積率が統一されるため、一体的な街づくりが期待できる」ことが挙げられる。</p> <p>スケジュールについて説明する。今年6月に、市内部の部課長級による土地利用会議によって本件を諮り、承認を得ている。また、翌月には市民会館において、対象地権者への案内及び広報、ホームページによる周知の上で、本案について広く市民向けの説明会を行い、16名の参加があった。説明会では、変更内容や変更に至</p>

	<p>る経緯等を説明し、参加者からは変更時期の見通しや合意形成過程などについて質問があった。本日の審議会の後、愛知県との協議、法定縦覧を経て、改めて11月に審議会に都市計画の案として付議し、答申をいただき、年内を目標に都市計画変更の告示を行いたい。変更前後対照図において、赤で囲われた区域が変更する区域となり、左側が旧、右側が新となるが、建蔽率30パーセント、容積率50パーセントから、建蔽率60パーセント、容積率100パーセントに変更することを示した図面になっている。</p> <p>次に、日進北部地区の市街化編入に伴う生産緑地地区の追加指定について説明する。</p> <p>今年3月に日進北部地区が市街化区域へ編入されたが、先立って昨年10月に、日進北部地区の農地等所有者向けに説明会を行った。その後今後も営農の継続を希望する農地等の所有者8名12筆について生産緑地への指定意向の申出があったが、生産緑地には一団で500平方メートル以上が必要であるなどの要件があるために審査を行った。審査の結果、要件を満たしており、かつ最終的に指定について農地等の所有者の同意のあった3名4筆分、計1,946平方メートルについて、生産緑地地区の追加指定を行うための案として今回取りまとめた。</p> <p>なお、日進市では平成6年の市政施行に合わせて、当初の生産緑地を指定しているが、それ以降農地を含む地域の市街化区域への編入は今回が初めてであり、追加指定についても今回が初めてのこととなる。</p> <p>先に説明した用途地域と同様、6月の土地利用会議で内部承認は得ている。7月には広く市民向けの説明会を行い、3名の出席があった。説明会においては、変更内容や変更に至る経緯等を説明し、参加者からは土地区画整理事業の見通しや税金面などへの質問があった。本日の審議会の後、愛知県との協議、法定縦覧を経て、改めて11月に都市計画の案として付議し、答申をいただき、年内を目標に都市計画変更の告示を行いたい。なお、生産緑地地区の変更にあたっては、日進北部地区の追加指定と合わせ、相続等の発生による買取申出に伴い生産緑地法第14条の規定に基づく制限解除が行われたもの、公共施設の敷地となったもの、土地区画整理事業の換地処分や分合筆などにより地積更正があったもの及び面積要件を満たさなくなったもの等も一部区域の変更を行い、全体では約27.6ヘクタール・171団地から約26.4ヘクタール・169団地への変更予定である。</p> <p>以上で、議題3「名古屋都市計画用途地域及び生産緑地地区の変更」についての説明を終わる。</p>
議長	事務局の説明に質問はあるか。
委員	今回用途地域の変更の手続を進めるにあたって、岩崎地区「検討区域A」及び梅森地区の近隣住民に対してはどのように情報周知がされているか。
事務局	今年の7月に説明会を開催しており、個別の説明会という形ではないが、広報等で一般的な周知はしている。
委員	対象の地権者のみでなく、近隣住民も参加可能な説明会であったという理解でよいか。
事務局	お見込みのとおりである。

委員	岩崎地区「検討区域A」周辺の建蔽率や容積率はどうなっているのか。スラム化等、まちの景観に影響はないのか。
事務局	基本的に周辺地域は建蔽率60%、容積率100%の第一種低層住居専用地域であり、今回用途地域の変更手続を進めたい岩崎地区「検討区域A」もその基準に合わせるため、周りとの良好な住環境が調和されるものと考えている。なお、梅森地区も同様である。
委員	岩崎地区「検討区域A」はどのような根拠で区域分けの線を引いているのか。
事務局	地権者との意見交換の中で区域分けをした経緯があるが、民間開発が進み、宅地化が進んでいる地区との間に線を引いている。
委員	梅森地区は周辺の土地区画整理事業から取り残された区域という理解でよいか。
事務局	当初は梅森地区も土地区画整理事業を予定していた区域であったが、周辺地区のように計画が進まず休止している。今後も民間開発が期待されている地区でもあり、平成28年度より地元に入り、地権者と意見交換を重ねた結果、建蔽率・容積率の基準緩和をするという方針で合意に至った。
委員	梅森地区を南北に走る浅田名古屋線は、一部歩道が狭く、今後開発が進む中で道路整備が必要と思われるが、今回の用途地域変更は、梅森地区を南北に抜ける県道浅田名古屋線の道路整備を含めて進めるものであるか。それともそれは無視して、ひとまず建蔽率・容積率のみ変更しようとするものなのか。
事務局	県道であることから市で整備に関与できないのが前提としてある中で、今回の用途地域変更に関しては、現状の都市基盤施設のまま、建蔽率及び容積率の変更のみ行う方針で合意に至った。
委員	生産緑地の変更に関して、今回初の追加指定ということだが、市制施行に伴って平成6年の当初指定以降、様々な課題等が出てきたことかと思うが、それを踏まえて工夫したことや新たに取組みされていることはあるか。
事務局	生産緑地の当初指定の際に、地権者に対する説明が不足していたという話を聞いていたため、先に説明したとおり、昨年10月に市街化編入に伴う土地区画整理の説明会に合わせて生産緑地の説明会を開催し、税金等の問題を含めた説明をした。
委員	市街化区域になると固定資産税が上がる。だから、税金を抑えるため農業生産をする一定要件を満たした農地を生産緑地として一定期間指定できるというような理解でよいか。
事務局	お見込みのとおりである。
議長	他にないようであれば、今回事務局より報告のあった用途地域及び生産緑地の変更について、当局に事務を一任し、本日の意見および今後の縦覧などによる意見を踏まえた上で、改めての付議により審議してよろしいか。

委員一同	(異議なし)
議長	異議もないようなので、事務局においては適切に事務を進めるようお願いする。 次の議題に移る。
事務局	<p>議題4「名古屋都市計画都市公園の変更」について説明する。今年度、赤池箕ノ手土地区画整理事業区域内に設置する公園ほかについて、2月に開催予定の本都市計画審議会に諮り、都市計画決定したい。</p> <p>赤池箕ノ手土地区画整理事業区域内に設置する公園について説明する。土地区画整理事業で確保している公園用地は4箇所あり、一番大きな場所が約10,000平方メートルの近隣公園、残りの3箇所は約1,000平方メートルの街区公園となる。今年度にこれら4公園の基本設計を、令和2年度に詳細設計を、令和3年度以後に順次、整備を進めていきたい。設計までは、4公園を一括で行い、整備は、1箇所ずつ行っていく考えである。</p> <p>基本設計実施にあたってはワークショップを開催し、地域の皆様などと公園の名前や必要な施設を考えていく。参加募集については、既に赤池小学校全生徒、西部保育園全園児、あかいけ屋下保育園全園児にこの資料を配布し参加を募っていると、赤池区、赤池箕ノ手土地区画整理事業、日進市社会福祉協議会を介して各障害者団体に参加協力をお願いしている。また、広報8月号にて広く市民に募集を募っている。</p> <p>都市計画決定するために定める事項は、名称、位置、区域、面積であり、名称以外は既に決まっているため、ワークショップで名称を決めていきたい。</p> <p>また、赤池箕ノ手地区以外の公園の都市計画変更については、米野木中央公園など過去の地名から新地名への都市計画変更がされていない公園などの都市計画変更を考えている。</p> <p>以上が、今回行う予定の「名古屋都市計画都市公園の変更」の概要である。実際の都市計画変更の審議は、2月開催予定の都市計画審議会に諮りたい。このような流れで進めていくことを承知いただきたい。</p>
議長	事務局の説明に質問はあるか。
委員一同	(質問なし)
議長	質問はないようなので、今回事務局より報告のあった都市公園の変更については、当局に事務を一任し、本日の意見およびワークショップなどによる意見を踏まえた上で、改めての付議により審議してよろしいか。
委員一同	(異議なし)
議長	<p>異議もないようなので、事務局においては適切に事務を進めるようお願いする。 第1部の議題はこれで終了とする。</p> <p>(午後4時15分～午後4時20分 休憩)</p>
議長 事務局	<p>第2部に入るにあたって、傍聴の申込みについて確認する。 傍聴申出なし。</p>

	<p>出席委員を順に紹介するが、第2部からは日進市都市マスタープラン及び日進市緑の基本計画について調査審議するための臨時委員と、愛知県の関係部局より3名のオブザーバーを迎え、第2部からの出席委員は13名になる。会議の開催は、日進市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、委員総数の過半数に達しているため、会の成立をあらかじめ確認する。</p>
議長	<p>議題に移る。</p>
事務局	<p>議題1「日進市都市マスタープランの改定」について報告する。</p> <p>都市計画マスタープランは、都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」である。平成23年3月に公表したものを基に都市づくりを進めており、令和2年を目標年次としている。したがって、次期プラン作成のために、平成29年度から事務局において現在の都市構造の分析と課題の整理を進め、今年3月の審議会において一旦報告をした。</p> <p>今年度は庁内検討だけでなく、本審議会による審議や地域別ワークショップの実施により計画素案を作成し、第6次総合計画や緑の基本計画、地域公共交通網形成計画等との調整を図りながら、令和2年度の改定を目指したい。</p> <p>庁内検討については、基本理念及び都市づくりの目標案、人口・産業フレームの設定、将来都市構造について検討を行っている。</p> <p>前回審議会において、第6次総合計画の策定に向け、企画サイドで将来人口推計を行っており、その整合を取った上でフレーム設定等のプラン策定を行っていきたい旨を説明したが、その将来人口の設定が今しばらく時間を要するため、決定次第フレーム及び将来都市構造等については審議を願う。</p> <p>今後のスケジュールの見通しについて説明する。第6次総合計画の将来人口設定を踏まえ、基本理念や都市づくりの目標、将来フレーム、将来都市構造について素案をまとめたい。その後全体構想や都市づくりの方針、地域別構想などの素案をまとめる作業に入っていきたい。</p> <p>また、地域別ワークショップについては計4回の開催を予定している。ワークショップの詳細や状況についても今後の審議会でも報告する。その内容や総合計画との調整を踏まえながら、今年度この後4回、審議会の開催を予定しているが、議題については、本スケジュール案をベースに、進捗状況により順次諮りたい。</p> <p>また、パブリックコメント案として取りまとめを行い、新年度に総合計画と同時期に行うことを視野に入れながらパブリックコメントを行いたい。総合計画は市議会の議決事項となっているため、それを踏まえ、最終的に都市マスタープランの改定を行いたい。なお、本審議会は原則公開であるため、審議資料や議事録についても本市のウェブサイトでも公開している。今回より審議会委員となった方もいるため、一度目を通してほしい。</p> <p>前回の審議会でも出た指摘事項への対応について、一部前回の場で回答した事項もあるため、いくつか抜き出して説明する。資料ナンバー5の3における左の番号1, 3については市役所周辺のまちづくりの計画についての意見である。また、9, 10も立地適正化計画ということで関連してくるが、今のところ市街化調整区域である市役所周辺を市街化区域に編入する予定はない。しかし、市内における自然や商業等の機能別拠点については引き続き検討したい。</p> <p>また、南北軸の強化など、交通に関する意見が4, 5, 11であるが、これを受け、資料ナンバー5の4の18ページから20ページにおいて資料の追加を行っている。追加資料について、18ページの下段に鉄道の年間乗降客数の変化が示され</p>

ているが、各駅増加傾向にあることと、地下鉄赤池駅への集中が見られることが分かる。赤池駅が2つあるのは、青は赤池駅から豊田線方面を利用した乗降客数という整理がされているためである。

また、19ページの公共交通状況図については、鉄道駅から800メートル、バス停から300メートルを徒歩圏として着色したものになる。市街化区域はおおむね公共交通の徒歩圏に含まれていることが見て取れる。

また、下段にはリニモの利用者数の経緯を示している。長久手古戦場駅は平成28年度から、公園西駅は平成29年度に利用者数が伸びているが、土地区画整理事業の進捗および大型商業施設の開店による影響と推測される。

20ページには小学校の通学路の状況と町別の人口推移を記載した。通学路については児童の入学・卒業・転校や新たな道路の整備等の要因により随時変更があるため、今年度1学期に設定されている通学路ということで図示した。

また、人口推移については、町別の転入出に限った資料はないため、自然増減も含めた資料となる。また、たとえばデータ一番上の系列は岩崎町にあたるが、平成24年から25年にかけて大きく減少しているのは、土地区画整理事業の換地処分に伴い、竹の山地区が分離したことに伴うものである。

資料5の3に戻り、指摘事項6番で現行計画の評価について指摘があった。前回審議会において、現行プランが指標で評価する仕組みになっていない旨を説明したが、プランに記載しているそれぞれの方針に対する評価と達成度で進捗を確認する。第6次総合計画の策定に向けても各事業の評価を行ったため、これを活用して各部署において、評価の作業を行っている。参考資料としては資料5の6となるが、現在まとめ方の整理を行っている。今後資料として提示していきたい。

前回審議会に出た意見や、内部や県との調整で出た意見を元に資料5の4および資料5の5の修正を行っている。この整理を元に、基本理念案や都市づくりの目標案について、素案をまとめ今後の審議会で諮りたい。

次に、まちづくりについての学区別アンケートの結果を説明する。概要は資料ナンバーの1、アンケートの資料はナンバー5の7となる。

10月に行う地域別ワークショップに向けた、地域別課題の把握のための基礎資料の作成を目的としており、6月30日に開催された第6次総合計画策定のために無作為抽出により選ばれた市民から参加してもらった討議会「にしんわくわくミライ会議」ならびに持続可能なまちづくりをテーマとした市民活動団体が一同に会して開催されるにしん4大まつりのひとつ、「にしんわいわいフェスティバル」に来場者に対し、まちづくりについての学区別アンケートを行った。

アンケート調査票はナンバー5の7の2枚目にあるが、問4で回答者にとってその小学校区が将来どのようなまちになってほしいか、問5でそれぞれの小学校区の「いいところ」と「気になるところ」を裏面の地図に記入してもらった。問4の結果は1枚目の裏面になるが、複数回答ではあるものの、全体としては森林保全地区の回答率が高くなっている。続いて、一般住宅・住宅団地地区、住商複合地区が続いている。また、住工複合地区や工業地区との回答率は低くなっている。グラフの下に表を記載しているが、これは小学校区ごとや性別、年齢、市内外在住に分類して、一番上の列、全体の回答率を基準に10ポイント以上高い項目は濃いベージュ色、5ポイント以上高い項目は薄いベージュ色、5ポイント以上低い項目は薄い青色、10ポイント以上低い項目は濃い青色で升目を着色している。小学校ごとにポイントの高い項目、低い項目が分かれているため、この結果も地域別ワークショップに活かしたい。その他見られる傾向としては、「いろんな施設と森や緑が調和しているまち」とした森林活用地区が、回答者の年齢が上がるにつれポイントが高くなっていること、逆に農地農業振興地区は下がっている点が上げられる。

	<p>そのほか、アンケートは市外在住の方も回答可能であったため、そういった方の視点としては住宅地のポイントは低く、森林保全地区のポイントが高いといったこともみられた。</p> <p>また、問5の小学校別のいいところ、気になるところについては、記入してもらったポイントを小学校区ごとに一つの図面に納めた。資料5の7の3枚目からの資料になる。青で記載されているのが「いいところ」、赤で記載されているのが「気になるところ」となり、回答者のコメントも用紙に記入されていれば、それを本資料にも記載している。また、問4の自由記載欄に記載のあった意見については、本資料に黒文字で記載している。</p> <p>貴重な意見をいただき、いいところについては公園のよさや緑の多さ、静けさや見どころといった点が多くみられる。気になるところについては道路の狭さや交通渋滞、交通安全や土地利用といった点の記入が多い傾向にある。この資料をたたき台に、10月からのワークショップで地域別の課題から将来構想にむけて意見交換を重ね素案を作成していきたい。</p> <p>地域別ワークショップについて説明する。概要は資料ナンバー5の1、参考資料はナンバー5の8、5の9となる。地域別課題を踏まえたプラン策定のためのワークショップということで、会場を東西に分けて各4回開催する。東側は日進中学校校区及び東中学校校区を範囲で、その範囲内に5つの小学校があるため、参加者には5グループに分かれてもらい、議論を進めたい。西側は西中学校校区と北中学校校区で4つの小学校があるため、同様に行っていきたい。会場、日程は資料ナンバー5の8に記載のとおりである。これは開催決定を告知するポスターとなるが、ナンバー5の9の最終面にあるチラシを市内公共施設やくるりんバス、行政区、自治会の掲示板等を利用し、周知を開始している。今後も市の広報やホームページなどにおいて周知を重ね、参加を呼びかけたい。</p> <p>参加の呼びかけの一環として、先ほどのミライ会議やわいわいフェスティバルでも周知は行ったが、わいわいフェスティバルでは出展団体のブースに入れてもらい、アンケートの協力を依頼した。その集計結果は資料ナンバー5の9になる。回答のあった団体のうち約半数の団体からは参加の意向があった。資料2ページ目以降にもあるとおり、様々な意見があるため、これらも踏まえながら進めていきたい。</p> <p>以上が、第2部の議題1「都市マスタープランの改定」についての報告である。</p>
議長	事務局の説明に質問はあるか。
委員	地域別ワークショップ開催決定のポスターだが、目立つものの色合いが個人的に好ましくない。
事務局	貴重な意見として承る。
議長	ポスターは既に印刷し、掲載しているものなのか。
事務局	印刷は終わっており、くるりんバスの掲示枠等の各所に掲載済である。
委員	<p>地域別ワークショップの開催など、市民と共に都市マスタープランの改定作業を進めようとする姿勢が見受けられ、評価できる。</p> <p>パブリックコメントの募集については総合計画と並行しての実施も視野に調整する</p>

	<p>ということだが、地域別ワークショップ開催決定のポスター同様、市民に広く知れ渡るように目立つ周知の仕方を考え、たくさんの意見がもらえるような形にしてほしいが、その点いかがか。</p>
事務局	<p>十分に広く周知できるような体制に努める。</p>
委員	<p>日進市にSDGsの考えがあるのであれば、都市マスタープランに盛り込む必要があるのではないかと思うが、いかがか。</p>
事務局	<p>ESDの基本方針は昨年度に環境部局が策定済みであり、それに紐づいて日進市のあらゆる計画は立てられている。やはり持続可能なまちづくりという視点は必要であるため、その辺りを調整した上で都市マスタープランの改定に取りかかることになると思われる。</p>
委員	<p>次期都市マスタープランの策定は令和2年度となると、10年後は2030年になってしまう。現行の都市マスタープランとの関わりは欠かせないのではないか。</p>
事務局	<p>もちろんSDGsという考え方を含め、時代の潮流を見ながら、現行の都市マスタープランをベースに改定作業を進めていく。</p>
委員	<p>もともと都市マスタープランという計画には持続可能なまちづくりという視点が含まれている。SDGsという言葉が10年先も生きていくか分からない中で、その言葉にこだわらなくてもよいのではないか。</p>
委員	<p>SDGsを掲げている企業は多く、いくつかの自治体でも見受けられることから、日進市の次期都市マスタープランにおいても掲げなくてもいいのか疑問に思ったまでである。</p>
議長	<p>ESD、SDGsといった専門用語が飛び交っており、よく話が見えない。用語に関して、またその用語を踏まえた今のやりとりに関して簡単に解説をお願いしたい。</p>
事務局	<p>ESDについては持続可能な開発のための教育、SDGsはそのための目標、ゴールを意味しており、要するに持続可能なまちづくりという視点を次期都市マスタープランに盛り込むべきではないかという議論になる。当然そうした視点を取り入れるべきだと考えており、今回の配布資料にはないが、その辺も含め改定作業を進めていく。</p>
議長	<p>議論は出尽くしたようであるため、本日の内容を踏まえた上で次回審議会まで事務局にて事務をとり進めていくということによろしいか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしとのことであるため、事務局においては次回に向けて事務を進めるようお願いする。</p> <p>次の議題に移る。事務局より説明をお願いしたい。</p>

議題 2 「日進市緑の基本計画の改定」について説明する。

昨年度までの都市計画審議会では報告していない「平成 30 年度の検討結果の状況」におけるⅠ基本データの収集整理、Ⅱ現行計画の達成度検証からの課題、Ⅲアンケート調査の 3 つについて報告する。

「Ⅰ基本データの収集整理」であるが、地目別土地利用、施設緑地及び地域性緑地、生産緑地地区、農地転用件数及び面積の推移、緑被現況、都市計画道路の緑化状況、その他緑に係る現況、樹林の減少に関するデータをまとめた。本市は土地区画整理事業により宅地の利用の増進を図っているため、樹林、農地等は減少しているものの、東部丘陵等の大きな自然を含め、緑の大半は保全されていることがわかった。また、公園愛護会の登録件数は平成 30 年度で 61 団体、オープンガーデン等の状況については減少傾向にあることがわかった。これらの基本データについては、今後緑の基本計画の改正に向けた資料として活用したい。

「Ⅱ現行計画の達成度検証からの課題」については、現行計画がどのように達成されているかを、緑に関する施策の実施項目と課題を整理した。その結果、今後も緑や緑に関する団体等の情報提供、緑に関わる活動の周知などの継続的な実施、また森林や農地などの保全活用については地権者の理解・協力を得ることが必要だとわかった。こちらも緑の基本計画改正に生かしていきたい。

「Ⅲアンケート調査」については、前回の審議会で報告した A から H のアンケートを実施した。その結果が、「平成 30 年度日進市緑に関するアンケート調査」である。また、前回の審議会で意見が出た「農地の営農状況」の把握などについては、他計画等で実施した I から N の調査を活用した。A から H の結果を全て説明することはできないため、関連する I から N の調査も含め、キーポイントとして

「(1) 緑について」と「(2) 公園について」をまとめた。

なお、「(1) 緑について」は、「緑の基本計画の認知度」、「日進市に臨む緑の将来像」、「緑の保全に関する関心度」、「緑の保全活動への参加意向」、「既存の緑の所有者の緑の保全の意向」を、所有者別や調査年次の違いによる経年変化の有無を踏まえ、確認した。

「(2) 公園について」は、緑の基本計画で盛り込む公園管理について、公園の管理、利用状況等の現状やボール遊びの内容、新しいルール作りについて確認した。

その結果「(1) 緑について」は資料におけるフローチャートのようにまとめた。

「緑の基本計画の認知度」については約 9 割が、認知度が低い項目に回答していた。その反面、約 6 割が「日進市に望むのは緑豊かなまち」であるということであった。

「緑の基本計画」は、市民、樹林地所有者、事業者、農業者全てにおいて認知度が低いにもかかわらず、緑の保全に関する関心度については、市民は約 7 割、樹林地所有者は約 6 割、事業者は約 5 割、農業者は約 6 割と保全に関する関心度が高いことがわかった。

また、その一方、市民は、緑の保全活動への参加意向が消極的なこと、樹林地所有者では、地域の意図が樹林地を保全することを望む場合は手入れ作業を手伝うべきという考えであること、というように両者での保全に対する温度差などがあることもわかった。また、樹林地所有者、農業者では売りたい、可能であれば農地以外にしたいという意見も約 3 割から約 4 割と一定の割合を占めていることから、この水準が緑からの転換予備軍であるだろうと想定される。この転換予備軍をいかに転換させないかを考えることが重要である。

市民、樹林地所有者、事業者、農業者それぞれの課題等を取り上げると、市民は、「緑の保全活動への参加意向を高めることが必要」、樹林地所有者は「所有する樹林地を遊び場や憩いの場として条件次第では引き受けるという考えが約 7 割を占

	<p>めていることから、その条件の検討をすることが必要」、事業者では「継続的に緑を維持することが期待できる」、農業者では「利用がわからない農業者を農地として維持する方向へ促す」という結果となった。</p> <p>なお、このフローチャートの結果に至るアンケート項目の詳細については、3ページにまとめているため、参照してほしい。</p> <p>これらの結果を踏まえ、アンケートでも地域別の集計をしている部分があるが、地域別ワークショップで意見を聞き、地域別の特徴を確認していきたい。</p> <p>「(2) 公園について」は、公園管理、公園利用状況に分けてまとめ、「維持管理は現在の安全性を優先に考えた手法の継続を維持していくことが必要」、「草刈やトイレ清掃など、市民の満足度をさらに高める手立ての検討が必要」、「利用時間が集中した場合のボール遊びなどの利用調整の検討が必要」、「公園における一律的な利用をお願いすることが必要」との結果となった。この結果の詳細については、4ページ左側にまとめているため、参照してほしい。これらの結果を踏まえ、地域別ワークショップで意見を聞き、地域別の特徴を確認していきたい。</p> <p>今年度の予定について説明する。委託業務については、先に説明した「アンケートの集計・分析」、「ワークショップの支援として市民意向検討支援」、「緑地保全・緑化推進の目標・施策等の提案」から緑の基本計画素案作成までを行っていく予定である。なお、その他の事項も含め詳細については、資料ナンバー6の2を参照してほしい。</p> <p>緑の基本計画検討ワーキンググループについては、既に第1回は開催しており、その場で出た意見を今後検討していく。</p> <p>以上で、第2部の議題2「日進市緑の基本計画の改定」についての説明を終わる。</p>
議長	事務局の説明に質問はあるか。
委員	緑と言えば水が思い浮かぶが、これに関しては緑の基本計画に盛り込むのかどうか。
事務局	基本的には緑に関する計画にはなるが、現行の緑の計画でも天白川及びその周辺ということで水について記載があり、それを踏まえての次期緑の基本計画になるため、同様に水に関して検討することになる。
委員	例えば、折戸川で蛍を観察できることに関して、市としてはどのように考えているのか。
事務局	その取り組みは市民団体がやっていることであり、市としては協力している立場にある。市民団体については、また、先に開催されたわいわいフェスティバルで緑の基本計画改定に向けたアンケート調査を実施すると同時にワークショップへの参加を呼びかけている。市民団体からの意見も伺い、緑の基本計画を検討したい。
委員	昨年度実施したアンケートの回収率に関してはどのような見解を持っているのか。
事務局	統計的に見た数字としては特段問題ない。

議長	緑の保全に関するアンケートで、「わからない」農業者を農地として維持する方向へ促すというのは非常にハードルが高いことではないか。現行の緑の基本計画における今の農業従事者をつなぎ止めることはできるものか。
委員	なんとも言えない。
議長	議論は出尽くしたようであるため、本日の内容を踏まえた上で次回審議会まで事務局にて事務をとり進めていくことでよろしいか。
委員一同	(異議なし)
議長	異議なしとのことであるため、事務局は次回に向けて事務を進めるようお願いしたい。これにて本日の議題は全て終了した。オブザーバーより講評の言葉をお願いしたい。
オブザーバー	<p>緑の基本計画についてアドバイスさせていただく。</p> <p>現行計画からの達成度検証からの課題について説明があった。現行計画からの達成度を検証しているように見受けられるが、現行計画で定めている目標値や施策に対して、数値的に達成できているのかどうかというような説明がなかった。</p> <p>まだ10年は経っていないが、最新の情報をもって、数値的に達成できそうなのかを委員の皆様を示すことで、今後の緑の基本計画が、正常進化系で改定していくのか、課題があるためそれを改善する内容の施策を反映していくのか、というような提案をしていただくと良いのではないかと。</p> <p>スケジュールを見ると次回の審議会では、施策について検討していくと思う。次回には、現行施策について、具体的に何をやったから実現できたというような資料を明確にまとめていただき、それを見て、今後も施策を継続していくのか、それとも達成できたので新たな施策を打ち出していくのか、というような議論をしていただければよいのではないかと。</p>
議長	ありがとうございました。事務局より、他に連絡事項はないか。
事務局	次回の都市計画審議会については、都市マスタープラン、緑の基本計画を議題として9月下旬から10月上旬にかけて第2回を、都市マスタープラン、緑の基本計画とあわせて、第1部の議題3でも案内した用途地域及び生産緑地地区の変更を議題として11月に第3回を開催したい。
議長	<p>その他よろしいか。以上をもって、本日の会議を終了する。</p> <p>閉会（午後5時25分終了）</p>